九　金属鉱物（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第二十一条第一項に規定する金属鉱物のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までに掲げるものに限る。以下同じ。）又は金属鉱産物（同条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する次のイからホまでに掲げる業種

［イ～ホ　略］

十　［略］

十一　次に掲げる物の大分類Ｅ―製造業

イ　［略］

ロ　半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材（半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等（未加工の原料又は物資を除く。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は半導体製造装置（半導体素子又は集積回路の製造、測定若しくは分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプローバー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七一―半導体製造装置製造業、小分類二七三―計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七―電気計測器製造業を含む。以下同じ。）若しくは半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等

ハ　車載用又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置

ニ　積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、ＳＡＷ（弾性表面波）フィルタ、ＢＡＷ（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサーの製造に専ら用いられる部分品、素材等又は装置

ホ　［略］

へ　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）（以下この号及び第四十七号において「薬機法」という。）第二条第一項に規定する医薬品（薬機法第十四条第一項の承認を受けて製造販売されるものであって、日本標準商品分類（平成二年四月十三日総務庁長官諮問第二百二十六号日本標準商品分類の改訂についての答申）の分類番号八七　六の病原生物に対する医薬品のうちアンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム、ピペラシリンナトリウム・タゾバクタムナトリウム、セファゾリンナトリウム又はセフメタゾールナトリウムを有効成分とするものに限る。）及び当該医薬品に係る医薬品中間物

十二　船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類Ｅ―製造業

［イ～ハ　略］

ニ　総トン数百九十トン以上の船舶の船体（当該船体を構成する船体ブロックを含む。）

［十三～三十　略］

三十一　細分類二八九九―その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（ＳＡＷ（弾性表面波）フィルタ、ＢＡＷ（バルク弾性波）フィルタ、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサーの製造業に限る。）

［三十二・三十三　略］

十　金属鉱物（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第二十一条第一項に規定する金属鉱物のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までに掲げるものに限る。）又は金属鉱産物（同条第二項に規定するものをいう。）に関する次のイからホまでに掲げる業種

［イ～ホ　同上］

十一　［同上］

十二　次に掲げる物の大分類Ｅ―製造業

イ　［同上］

ロ　半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材（半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等（未加工の原料又は物資を除く。以下この号において同じ。）をいう。）又は半導体製造装置（半導体素子又は集積回路の製造、測定又は分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプローバー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七一―半導体製造装置製造業、小分類二七三―計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七―電気計測器製造業を含む。）若しくは半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等

ハ　車載用（駆動用動力源としての用途に限る。）又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置

ニ　積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、ＳＡＷ（弾性表面波）フィルタ、ＢＡＷ（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子又は水晶発振子の製造に専ら用いられる部分品、素材等又は装置

ホ　［同上］

へ　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品（同法第十四条第一項の承認を受けて製造販売されるものであって、日本標準商品分類（平成二年四月十三日総務庁長官諮問第二百二十六号日本標準商品分類の改訂についての答申）の分類番号八七　六の病原生物に対する医薬品のうちアンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム、ピペラシリンナトリウム・タゾバクタムナトリウム、セファゾリンナトリウム又はセフメタゾールナトリウムを有効成分とするものに限る。）及び当該医薬品に係る医薬品中間物

十三　船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類Ｅ―製造業

［イ～ハ　同上］

［新設］

［十四～三十一　同上］

三十二　細分類二八九九―その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（ＳＡＷ（弾性表面波）フィルタ、ＢＡＷ（バルク弾性波）フィルタ、水晶振動子、水晶共振子又は水晶発振子の製造業に限る。）

［三十三・三十四　同上］